

◎健康増進法改正に係る市施設の受動喫煙対策について

【保健所健康づくり課】

1 健康増進法の一部改正の概要

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、受動喫煙の防止を図るため、多くの人が利用する施設・店舗等は、その区分に応じて、敷地内禁煙、屋内禁煙が義務づけられました。

施設区分	喫煙禁止の範囲	施行期日
第1種 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関	敷地内禁煙	令和元年7月1日
第2種 上記以外の多くの人が利用する施設	屋内禁煙	令和2年4月1日

【基本的考え方】

- （1）「望まない受動喫煙」をなくす
- （2）受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する
- （3）施設の類型・場所ごとに対策を実施する

2 本市の受動喫煙対策

（1）第1種施設

屋外に一定の条件を満たした喫煙場所の設置が認められていますが、令和元年7月1日から全面的に敷地内禁煙としました。

本庁舎、行政センター、市立病院、保育所、幼稚園、学校など

（2）第2種施設

屋内に一定の条件を満たした喫煙専用室の設置が認められていますが、令和2年4月1日から全面的に屋内禁煙とします。屋外での喫煙については、法令等に基づき、施設の所管部局で判断します。

コミュニティセンター、芸術劇場、文化会館、体育館、総合福祉会館、図書館、博物館、美術館など